

海老名市教育委員会

(令和3年 4月 定例会議事日程)

日時 令和3年4月23日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 6 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 7 号 令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 3 報告第 8 号 海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第 4 報告第 9 号 海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について
- 日程第 5 報告第 10 号 海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱の制定について
- 日程第 6 報告第 11 号 海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正及び海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の廃止について
- 日程第 7 報告第 12 号 海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の廃止について
- 日程第 8 報告第 13 号 海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 9 議案第 18 号 令和3年度（令和2年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について

海老名市教育委員会
令和3年度 4月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

令和2年度

- 3月 5日（金） 教育委員会3月定例会
一般質問市長ヒアリング
臨時最高経営会議
- 6日（土） 教職員管理職等人事異動内示
単P会長会
- 9日（火） 文教社会常任委員会
新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議
- 10日（水） 臨時校長会議
不登校支援団体面談
週部会
- 11日（木） 中学校卒業式
東日本大震災10年弔意
- 12日（金） 一般質問最終調整
県・他市・国立学校等人事交流者報告会
- 15日（月） 市議会第1回定例会一般質問
- 16日（火） 市議会第1回定例会一般質問
- 17日（水） 臨時最高経営会議
新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議
成人式・えびなっ子いきいきシンポジウム打合せ
週部会
- 19日（金） 小学校卒業式
- 20日（土） 中学校給食説明会・試食会
- 21日（日） 海老名市成人式
- 22日（月） 予算決算常任委員会文教社会分科会（予算審査）
有馬図書館新館長あいさつ

- 23日（火） 学校用務員連絡会議
指導主事研修会
- 24日（水） 特別支援教育推進に係る人的交流打合せ
最高経営会議
新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議
週部会
- 25日（木） 第三学期修了式
朝のあいさつ運動
有馬図書館内覧
文化財保護審議会
- 26日（金） 市議会第1回定例会（閉会）
新採用教職員希望者研修会
有馬図書館理事者内覧
- 27日（土） えびなっ子いきいきシンポジウム
- 28日（日） 消防署西分署開所式
- 29日（月） 教育委員会3月臨時会
教育委員有馬図書館内覧・温故館視察
学校地域ネットワークづくり運営委員会
新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議
- 30日（火） 福島と海老名の子ども交流実行委員会からボール寄付
市長定例記者会見
綾瀬市教育長退任あいさつ
新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議
- 31日（水） 教育委員会職員辞令交付式
教職員辞令交付式
職員退任式（教職員感謝状贈呈）



令和3年度

4月 1日(木)

教職員辞令交付式
新採用教職員採用時研修会
教育長辞令交付式
教育委員会辞令交付式
臨時最高経営会議
週部会

2日(金)

県央教育事務所長あいさつ
教育委員会関連施設あいさつ

5日(月)

第一学期始業式
中学校入学式

6日(火)

小学校入学式
小学校野外教育活動東山荘説明会

7日(水)

学校応援団説明会
綾瀬市新教育長あいさつ
現職教育運営協議会打合せ
指導主事会議
週部会

8日(木)

4月校長会議(第1回)
不登校支援団体視察
上星小学校1年生行方不明事案対応
杉久保小学校あそびっ子パートナー会議
補助指導員打合せ

9日(金)

小学校給食視察
教科書事務担当者会

10日(土)

少年消防クラブ入隊式
新単P会長予定者会

12日(月)

新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議
小学校給食異物混入事案対応
杉本小学校あそびっ子パートナー会議
介助員・看護介助員打合せ



- 13日（火） 新採用教職員拠点校指導員連絡会
P T A広報編集研修会
社家小学校あそびっ子パートナー会議
臨時最高経営会議
新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議
- 14日（水） 週部会
ロマンスカーミュージアム内覧
児童生徒指導担当者会
- 15日（木） 4月教頭会議
教育委員会辞令交付式
6月補正予算部内ヒアリング
令和3年度総合教育会議打合せ
- 16日（金） 教育課題研究会
- 18日（日） 学校給食説明会
- 19日（月） 現職教育運営協議会
- 20日（火） 有馬小学校あそびっ子パートナー会議
家庭教育学級運営研修会
国際教育担当者会
県央教育事務所管内教育長会議
- 21日（水） 近代科学消毒液寄贈式
4月校長会議（第2回）
中新田小学校あそびっ子パートナー会議
- 22日（木） 市議会4月臨時会
海老名小学校あそびっ子パートナー会議
防災教育担当者会議
- 23日（金） 自閉症児・者親の会総会
東柏ヶ谷小学校あそびっ子パートナー会議
教育委員給食試食会
教育委員会4月定例会





2 「よく話し合う教育委員会」として

令和3年度がはじまりました。

今年度も、教育委員のみなさんには、海老名市教育委員会、「よく話し合う教育委員会」として、よろしくお願いします。

また、私は、その職の責任を果たすために、自分のこれまでの学びや経験による教育観で、教育行政のよりよい在り方を判断しますが、それは、もちろん完璧ではなく、間違える場合もあります。

そして、そのことを、私は、常に、懸念しているところです。

そのような意味でも、これまでと同様に、みなさんの率直な意見を、思いを、遠慮なくお出しいただければありがたいと思うところです。

私は、昨年から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策というこれまでにない課題に対応しながら、教育行政、学校教育活動を進めているところであり、そのための判断をしなければならない立場です。

そんな私にとって、その折々の教育委員のみなさんの存在が、どれほど心強いことか、どれほどありがたいことか。

また、みなさんの声を聞き、時には、違う話題で盛り上がったりする時間が、どれほどホッとすることか、どれほど心和むことか。

しみじみと、みなさんに支えられている、助けられていると、感謝するところです。

そして、あらためて、令和3年度も、海老名市教育委員会、ある意味、奇跡的に集まった、海野さん、平井さん、酒井さん、濱田さんと私の5人で、「よく話し合う教育委員会」として、海老名市の教育行政の充実・発展をめざし、力を合わせて、取り組んでいきたいと考えているところです。

みなさん、今年度も、よろしくお願いいたします。



■ 令和３年第１回定例会（３月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）

（８名から８項目）

１ 久保田 英賢議員

【学校における保護者負担の現状と今後の取り組みについて】

（保護者負担経費軽減策の現状・小中学校給食について）

- 保護者負担経費のあり方を協議するため、平成 29 年 7 月に検討委員会を設置し、検討結果を踏まえ、教育委員会で取組方針を決定。
- スクールライフサポートや教材費補助金、修学旅行補助金、学童保護者への補助金など、令和 3 年度予算では、公費で約 2 億 2,000 万円あまりの負担を予定しており、今後も、社会経済情勢やニーズを的確に把握し、「保護者負担の適正化」に、引き続き取り組む。
- 本市の小学校給食費は、平成 21 年度以降、現在まで据え置かれており、魅力ある学校給食の提供には、小学校給食費の改定が必要であると判断。
- 中学校給食についても、令和 5 年度中の完全実施に向け、令和 3 年度は、給食調理施設の工事発注に向けた設計業務を進め、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて建設工事を実施する。
- 完全給食の実施に向けて、多くの方からご意見をいただき、スピード感を持って、取り組む。

2 宇田川 希議員

【今後の教育施策について】

（第3期えびなっ子しあわせプランの構想）

- 令和3年度からの「第3期えびなっ子しあわせプラン」は、これまでの取組を継続しつつ、子ども一人ひとりの「学びの保障」のために、「多様性」をキーワードにして、研究・実践を行う。
- その中でも、「授業改善」をメインテーマとし、多様な学びの場と指導方法を実践しながら、「主体的・対話的で深い学び」を追求していく。
- また、多様な子どもたちの特性に応じた支援や、不登校、いじめ問題への対応を拡充すべく、新たに支援チームを設置し、体制を充実させる。
- さらに、学校の裁量を広げ、保護者・地域との協働を図り、その学校ならではの教育活動・運営を展開する、「特色ある学校づくり」を推進する。
- これら3つの重点「授業改善の実践」「教育支援体制の充実」「特色ある学校づくりの推進」に、次年度より3年間取り組んでいく計画である。
- 海老名の子どもたちが、将来、自己実現を果たし、「しあわせ」に生きるために、家庭・地域・学校・行政が力を合わせて「しあわせプラン」を進める。

《再質問》

- ・ 第1期及び第2期えびなっ子しあわせプランの成果
- ・ 支援教育の実践と不登校の対応策
- ・ 「個別の支援計画」により期待される効果 など

3 三宅 紀昭議員

【市内小学校の 35 人学級に向けての取り組みについて】

- 令和 3 年度から、いわゆる「義務教育標準法」が改正され、35 人以下学級の編成に伴い、教職員定数が改善。
- これまでも、小学校の 35 人以下学級については、1 年生は国の制度、2 年生は県の制度により実施するとともに、小学校 3 年生以上の 35 人以下学級の実施に当たっては、学校と協議をし、これまでも市単独で非常勤講師を配置し、実施してきた。
- 令和 3 年度から段階的に進められる 35 人以下学級の拡大については、確実に対応する。
- 令和 3 年度は、小学校 230 学級のうち、約 85%の 195 学級において、35 人以下学級の実施を予定している。
- なお、小学校 6 年生まで、35 人以下学級を実施すると仮定した場合、13 学級の増加が想定される。
- 実施にあたり、教室数の確保が課題であるが、今後の児童生徒数の増減を踏まえ、その間、教科担任制や複数担任制など弾力的な運用を行う。

《再質問》

- ・ 35 人以下学級の拡大で期待される効果
- ・ 教員及び教室の確保への取り組み など

4 日吉 弘子議員

【SDGs・ESDの推進と環境対策について（再質問のみ）】

《市内小中学校でのSDGsの取組状況》

- 小学校では、環境問題や平和学習等、SDGsに関連する学習活動は行っているものの、SDGsの視点で学習に取り組んでいる小学校は、まだ少ない。
- 中学校では、SDGsの17の目標が教科書で示されるようになるため、授業の中で取り扱っております。
- 中でも、大谷中学校は令和元年度に、SDGsを基軸として、学校の「カリキュラムマネジメント」を進める特長的な取組を行っている。
- 具体的には、2年生で実施した職場体験学習において、SDGsの視点で課題を設定し、学習した内容を「職場体験SDGsアクションブック」という報告書を作成した例がある。

《中央図書館や学校図書室でSDGsの意識啓発コーナーの設置》

- 中央図書館では、2階にあるスペースを活用し、2月中旬から3月末までの間、SDGs関連フェアを実施し、SDGsを学べる書籍を展示した。
- 学校では、派遣されている図書支援員が工夫を凝らして、中学校を中心に、SDGsを学べる展示やコーナーの設置を行い、SDGsに関する調べ学習の支援や資料提供なども実施。
- 今後も市民や児童生徒への意識啓発のため、定期的に取り組む。

5 志野 誠也議員

【今後の学校運営について】

- GIGA スクール構想により、「クロームブック」が全中学校に納品済み。
- しかしながら、1人1台端末が揃えば、素晴らしい授業が展開される訳ではなく、学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」を実現するためのツールに過ぎない。
- 具体的には、web 会議システムや共同学習ツールを使うことで協働的な学びが、瞬時に、距離や時間を超えて行うことができる。
- また、個人の知的欲求に応じて、必要な情報を、いつでも手に入れることができるので、受動的ではなく主体的に学習に取り組むことができる。
- 「主体的・対話的で深い学び」を実現しようと考えれば、これらの機器活用の可能性は無限大。
- また「情報活用能力」は育成すべきゴールではなく、言語能力と同様の「学習の基盤となる資質・能力」。
- 機器の活用は、目的ではなく、あくまでも方法、手段と捉え、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかを重視した学びを積み重ねていくことが何よりも大切と考える。

《再質問》

- ・ 今後のオンライン学習の方向性や課題・留意点
- ・ コロナ禍におけるスクールライフサポート制度の運用
- ・ 社会教育計画について など

6 佐々木 弘議員

【学校教育の諸課題について】

(新型コロナへの対応策、学校における人的体制の充実、小中学校給食、学校施設、夜間中学について)

《新型コロナウイルスへの対応》

- これまでも子どもや教職員の健康・命を最優先に学校教育活動に取り組んでおり、今後も地域の感染レベルを踏まえ、文部科学省が示したガイドラインに沿って学校教育活動を進める。

《35人以下学級拡大を受け、市費非常勤講師を減らすことはないか。》

- 学校長と協議し、引き続き、必要に応じて市費非常勤講師を配置する。

《中学校給食再開に向けたスケジュール》

- 令和5年9月の再開に向け、令和3年度は設計を行い、令和4年度から5年度にかけて工事を実施する。

《学校施設の今後の方向性》

- 学校施設再整備計画との整合性を踏まえるとともに、児童生徒数の状況を的確に把握し、長期的な視点をもって対応する。

《夜間中学への対応》

- 「夜間中学」については、不登校や引きこもり、外国籍の子ども・若者などの多様な生徒が社会的な自立に向けて学ぶ場としての役割を期待。
- 様々な事情から学校へ通えず、十分な教育を受けられなかった方のうち、学び直すことを希望する方に就学機会を確保することは、教育の役目。

7 相原 志穂議員

【コロナ禍での保育・教育行政について】

- これまで新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、地域の感染レベルを明確にし、学校の行動基準を提示。
- 海老名市立小中学校「新しい学校の生活様式」ガイドラインを策定し、これまでに4回改訂。
- 市教委・学校対策会議を24回開催し、学校長と共通理解を図り、学校教育活動を継続。
- 感染防止対策を講じ、修学旅行や運動会・体育祭等の学校行事を実施。
- 児童生徒のマスク着用や手洗い、各家庭からの健康管理カードの提出等の基本的な感染防止対策が習慣化。
- 補正予算を通じ、学校に必要な物品を迅速に供給するとともに、学校長の裁量による感染防止対策を図るため、学校に予算を配当。
- さらに、スクールサポートスタッフや補習等指導員などの人的配置も実施。
- これらのことを通じ、子ども達の命と健康を守ることができた。
- 今後も感染症対策を徹底し、子どもたちの学びを保障する。

※ パネルを用いて時系列で取り組みを説明

8 田中 ひろこ議員

【子どもを守る安全監視員のあり方について】

- 学校教育において、子どもたちの安全・安心を守ることが何よりも優先される。
- 安全監視員は、平成 13 年に大阪府の小学校で起きた事件を受け、小学校 13 校に配置することを決めた。
- 安全監視員は、どんな天候であっても、子どもたちが登校する日は、校内・校外の巡回、安全監視等、子どもたちの安全を守る業務に従事。
- 安全監視員の配置は、子どもたちの安全安心の確保ばかりではなく、教職員が本来の業務に専念できることにも寄与している。
- 採用基準は、免許や資格要件等はなく、18 歳以上の健康な方で、意欲をもって、子どもたちの安全を第一に業務を行える方。
- 雇用人数は、39 名で各小学校に 3 人ずつ配置し、交代制で監視業務を行っている。
- 現在は全員が男性であるが、最近の欠員募集では、多くの方から応募いただき、中には、女性の方の応募もあった。
- 今後は、研修会や対応マニュアルの周知の機会などを設ける。

報告第6号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和3年3月31日付及び令和3年4月1日付で人事異動を発令したため

人 事 異 動 内 訳

令和3年3月31日付け

区 分	人 数	小 計	合 計
指導主事	4 人	4 人	4 人

令和3年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

区 分	人 数	小 計	合 計
指導主事・参事級	1 人	23 人	23 人
指導主事・課長級	2 人		
課長級	2 人		
指導主事・係長級	1 人		
係長級	2 人		
指導主事・主査級	1 人		
主任主事級	2 人		
主事級	1 人		
任期付職員	3 人		
再任用職員	3 人		
	技能労務職	5 人	

令和3年4月1日付け（転出者）

区 分	人 数	小 計	合 計
係長級	3 人	4 人	4 人
主事級	1 人		

令和3年4月1日付け（兼務者）

区 分	人 数	小 計	合 計
課長級	4 人	9 人	9 人
係長級	1 人		
主査級	2 人		
主事級	1 人		
新採用職員	1 人		

令和3年3月31日付け

氏名	新所属	旧所属	備考
【指導主事】			
わだ しゅうじ 和田 修二	神奈川県（今泉小学校校長）	教育部専任参事（兼）教育支援課長（兼）指導主事	
さかい けいこ 境 景子	神奈川県（有鹿小学校教頭）	就学支援課主幹（兼）指導主事	
こそひ ひろし 小藺 洋	神奈川県（中新田小学校教頭）	学び支援課主幹（兼）指導主事	
いからし ひかる 五十嵐 光	神奈川県（上星小学校総括教諭）	教育支援課副主幹（兼）指導主事	

令和3年3月31日付け（参考）

※市長による辞令交付

氏名	新所属	旧所属	備考
【参事級】			
よしだ きとし 吉田 聡		教育部参事（学校施設担当）	定年退職
【課長級】			
おのざわ たかこ 小野沢 孝子		就学支援課長補佐（兼）就学支援係長	勸奨退職
【再任用職員】			
おさだ しげみ 長田 茂美		就学支援課主事	任期満了
【任期付職員】			
いのくま なおき 猪熊 直樹		学び支援課主任主事	任期満了

令和3年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

氏名	新所属	旧所属	備考
【指導主事・参事級】			
さかの 坂野 ちゆき 千幸	教育部参事（兼）教育支援課長 （兼）指導主事	神奈川県（大谷中学校教頭）	採用 兼務発令
【指導主事・課長級】			
くすのき 楠 ゆうこ 祐子	就学支援課主幹（兼）指導主事	神奈川県（海老名小学校総括教諭）	採用 兼務発令
みむら 三村 さおり 早織	教育支援課主幹（兼）指導主事	教育支援課副主幹（兼）指導主事	昇格
【課長級】			
おしかた 押方 みはる	教育総務課文化財担当課長 （兼）文化財係長事務取扱 （兼）郷土資料館長（兼）歴史 資料収蔵館長	教育総務課主幹（兼）文化財係 長（兼）郷土資料館長（兼）歴 史資料収蔵館長	昇任 事務取扱発令
なかじま 中島 ゆうこ 裕子	学び支援課主幹（兼）学び支援 係長	管財課管財係長	昇格 兼務発令
【指導主事・係長級】			
いげおか 重岡 しんいちろう 慎一朗	学び支援課副主幹（兼）指導主 事（兼）社会教育主事	神奈川県（東柏ヶ谷小学校教諭）	採用 兼務発令
【係長級】			
むらかみ 村上 ゆりこ 由利子	就学支援課就学支援係長	監査委員事務局副主幹	係長発令
まごし 馬越 たつひろ 竜大	教育支援課副主幹	介護保険課副主幹	
【指導主事・主査級】			
わたなべ 渡邊 りょう 亮	教育支援課主査（兼）指導主事	神奈川県（柏ヶ谷小学校教諭）	採用 兼務発令
【主任主事級】			
かたやま 片山 たかひと 考人	教育総務課主任主事	保育・幼稚園課主任主事	
まえだ 前田 ゆうと 悠斗	就学支援課主任主事	就学支援課主事	昇格
【主事級】			
ひび 日比 あやの 彩乃	就学支援課管理栄養士	就学支援課管理栄養士	2級昇格
【任期付職員】			
しまづ 島津 きょうこ 京子	教育支援課主任主事	教育支援課主任主事	任期更新 （任期：令和3 年4月1日から 2年） フルタイム
たちかわ 立川 さちえ 祥恵	教育支援課主事		採用 （任期：令和3 年4月1日から 3年） フルタイム

令和3年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

氏名	新所属	旧所属	備考
みやだい 英治 宮台 英治	教育総務課主事補	教育総務課主事補	任期更新 （任期：令和3 年4月1日から 1年2か月） フルタイム
【再任用職員：主事級】			
いけだ まなぶ 池田 孝	教育総務課主事	教育総務課主事	任期更新 短時間勤務
よしだ きとし 吉田 聡	教育総務課主事	教育部参事（学校施設担当）	フルタイム
くぼ しんじ 久保 伸司	教育支援課主事	教育支援課主事	任期更新 短時間勤務
【再任用職員：技能労務職】			
いそかわ みち代 磯川 みち代	教育総務課用務員（有馬小学 校）	教育総務課用務員（有馬小学 校）	任期更新 フルタイム
ひるかわ れいこ 比留川 玲子	教育総務課用務員（杉久保小学 校）	教育総務課用務員（杉久保小学 校）	任期更新 フルタイム
わたなべ けいこ 渡邊 恵子	教育総務課用務員（海西中学 校）	教育総務課用務員（海西中学 校）	任期更新 フルタイム
はたの きみこ 畑野 紀美子	教育総務課用務員（柏ヶ谷中学 校）	教育総務課用務員（柏ヶ谷中学 校）	任期更新 フルタイム
ふか のりこ 深 典子	教育総務課用務員（今泉中学 校）	教育総務課用務員（今泉中学 校）	任期更新 フルタイム

令和3年4月1日付け（転出者）

氏名	新所属	旧所属	備考
【係長級】			
あだち はら ひろし 足立原 洋	生活支援課保護第2係長（兼） 社会福祉主事	学び支援課学び支援係長	兼務発令
こんの まりこ 今野 まりこ	商工課にぎわい振興係長	教育総務課副主幹	係長発令
こすげ まゆこ 小菅 舞夕子	下水道課経営係長	教育支援課副主幹	係長発令
【主事級】			
はこざき さゆり 箱崎 小百合	職員課主事	就学支援課主事	

令和3年4月1日付け（兼務者）

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
ふじもと 藤本 りえ 理恵	子育て相談課主幹（兼）こども 家庭相談室長（併）教育支援課 主幹	子育て相談課こども家庭相談室 長（兼）窓口サービス課副主幹 （併）教育支援課副主幹	昇格 兼務発令
かんの 菅野 さなえ 早苗	子育て相談課主幹（兼）子育て 支援センター所長（併）教育支 援課主幹	生活支援課自立支援係長	昇格 兼務発令
いわもと 岩本 みか 美香	こども育成課主幹（兼）こども 政策係長（併）教育総務課主幹	シティプロモーション課広報係 長	昇格 兼務発令
いしい 石井 ゆきえ 幸枝	こども育成課主幹（兼）健康推 進課主幹（兼）保健師（併）就 学支援課主幹（兼）教育支援課 主幹（兼）保健師	地域包括ケア推進課主幹（兼） 健康推進課主幹（兼）保健師	兼務発令
【係長級】			
ぬまた 沼田 のりこ 則子	こども育成課こども健康係長 （兼）健康推進課副主幹（兼） 保健師（併）就学支援課副主幹 （兼）教育支援課副主幹（兼） 保健師	地域包括ケア推進課副主幹 （兼）健康推進課副主幹（兼） 保健師	係長発令 兼務発令
【主査級】			
やまざき 山崎 みゆき 美由紀	子育て相談課主査（併）教育支 援課主査	市民税課主査	兼務発令
きうち 木内 じゅんこ 順子	子育て相談課主査（兼）健康推 進課主査（兼）保健師（併）教 育支援課主査（兼）保健師	こども育成課主査（兼）健康推 進課主査（兼）保健師（併）就 学支援課主査（兼）教育支援課 主査（兼）保健師	兼務発令
【主事級】			
えんどう 遠藤 わきこ 和貴子	こども育成課主事（併）教育総 務課主事	国保医療課主事	兼務発令
【新採用職員】			
とやま 外山 あやこ 文子	子育て相談課（兼）社会福祉主 事（併）教育支援課主事		兼務発令

報告第 7 号

令和 3 年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和 3 年度海老名市教育委員会非常勤特別職について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 2 3 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

辞職及び任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

令和3年度海老名市非常勤特別職（奨学生選考委員会委員）の委嘱について

1 概要

任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱した。

2 海老名市奨学生選考委員会委員について

海老名市奨学生としての適否及び理由、その他必要な事項に係る協議を行う。

3 委嘱期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委嘱する者

別紙名簿のとおり

令和3年度
海老名市奨学生選考委員会委員名簿

委嘱期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

No.	氏 名	所 属	備 考
1	むらい 村井 としお 敏男	民生委員児童委員	継続
2	はるやま 春山 しげき 茂樹	大谷小学校長	新規
3	おおしま 大島 なおこ 直子	海老名中学校長	継続
4	がもう 河毛 としゆき 利之	有馬中学校長	継続
5	すぎやま 楢山 ひろたか 博考	海西中学校長	継続
6	ひやざき 飛矢崎 よしき 義基	柏ヶ谷中学校長	継続
7	むらまつ 村松 かおり	大谷中学校長	新規
8	なるおか 成岡 せいじ 誠司	今泉中学校長	継続
9	えんどう 遠藤 まこと 誠	神奈川県立 有馬高等学校長	新規

令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職（学校歯科医）の委嘱について

1 概要

海老名市歯科医師会より変更の申し出があったため、新たに非常勤特別職を委嘱した。

2 学校歯科医について

学校における歯科健康診断、健康相談、保健指導等に従事する。

3 委嘱期間

令和3年4月1日から

4 委嘱する者

氏名	委嘱等内容	備考
うめだ こうじ 梅田 晃次	新規	学校歯科医：今泉中学校

5 名簿

別紙のとおり

令和3年度

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

海老名市教育委員会 就学支援課

令和3年4月1日現在
網掛け部分が新規委嘱者

学 校 名	区 分	氏 名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海 老 名 小 学 校	内 科	西野 善泉	にしのキッズクリニック	H23.4.1	10 年
		村藤 大樹	海老名こども診療所	H29.4.1	4 年
	歯 科	林 洋 紀	林歯科医院	H13.4.1	36 年
		大谷 武	たんぼぼ歯科医院	H25.4.1	8 年
	薬剤師	若林 豊子	ひまわり薬局	H19.4.1	14 年
柏 ケ 谷 小 学 校	内 科	増田 恵一	増田産婦人科医院	S62.4.1	34 年
	歯 科	西山 幹夫	西山歯科医院	S59.4.1	37 年
		盛田 健司	もりた歯科医院	H17.4.1	16 年
	薬剤師	山名 佳見	ヤマナ薬局	H9.4.1	31 年
有 鹿 小 学 校	内 科	村藤 大樹	海老名こども診療所	H28.7.1	4 年 9 月
	歯 科	島崎 敏樹	島崎歯科医院	H17.4.1	16 年
		村山 正史	海老名むらやま歯科	R2.4.1	1 年
	薬剤師	石田 達也	あおば薬局海老名本郷店	H28.4.1	5 年
有 馬 小 学 校	内 科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	9 年
	歯 科	田辺 丈二	田辺歯科医院	H17.4.1	16 年
		工藤 雅範	海老名歯科口腔外科クリニック	R3.4.1	0 年
	薬剤師	相原 典子	(勤務薬局なし)	S54.4.1	42 年
大 谷 小 学 校	内 科	西野 善泉	にしのキッズクリニック	R2.4.1	0 年
	歯 科	片岡 誠	かたおか歯科クリニック	H19.8.1	13 年 8 月
		山根 総一郎	中央デンタルクリニック	H25.4.1	8 年
	薬剤師	田所 真帆	あい薬局海老名店	H29.4.1	4 年
上 星 小 学 校	内 科	野澤 直史	やよいクリニック	H22.4.1	11 年
	歯 科	山川 晃司	チェリー歯科医院	S60.4.1	36 年
		大 野 宏	おおの歯科医院	H17.4.1	16 年
	薬剤師	宇都宮 毅紀	ひとみ薬局海老名店	R3.4.1	0 年
中新田 小 学 校	内 科	大島 充一	大島クリニック	H10.4.1	24 年
	歯 科	坂田 憲昭	坂田歯科医院	S59.4.1	37 年
		添原 隆史	アイリス歯科クリニック	H26.4.1	7 年
	薬剤師	石坂 美幸	石坂整形外科クリニック	H20.4.1	13 年

学 校 名	区 分	氏 名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
門 沢 橋 小学校	内 科	野村 雅寛	こっこどもクリニック	H28.4.1	5 年
	歯 科	野間 俊行	ひまわり歯科	H17.4.1	16 年
		池 田 馨	池田歯科医院	H17.4.1	16 年
	薬剤師	比田 真佐子	東柏ヶ谷薬局	H20.4.1	13 年
東柏ヶ谷 小学校	内 科	森 博之	もり整形外科・眼科	H14.4.1	19 年
	歯 科	横江 亮	しゃけ駅前歯科	R3.4.1	0 年
		横内 雄二	ひまわり歯科(R1.7.1～勤務)	H17.4.1	29 年
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ヶ谷薬局	H25.4.1	8 年
社 家 小学校	内 科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	9 年
	歯 科	千葉 容太	ユーカリ歯科医院	H17.4.1	16 年
		石 井 聡	石井歯科医院	H17.4.1	16 年
	薬剤師	青木 茂昌	ドラッグくすり箱	H8.4.1	30 年
杉 久 保 小学校	内 科	野澤 富一	のざわ小児科内科医院	H13.4.1	26 年
	歯 科	菱沼 康一	ライオン歯科(R1.5.22確認)	H17.4.1	16 年
		鈴木 美奈子	鈴木歯科医院	H28.4.1	5 年
	薬剤師	野崎 芳雄	野崎調剤薬局	S54.4.1	42 年
今 泉 小学校	内 科	尾崎 聡	えびな脳神経外科	H28.4.1	5 年
	歯 科	前 谷 久	前谷歯科医院	H1.4.1	32 年
		吉原 正剛	Dental Clinic らいふ	H28.4.1	5 年
	薬剤師	小林 庄司	サガミ薬局	S56.4.1	42 年
杉 本 小学校	内 科	真部 秀治	まなべ小児科クリニック	H16.4.1	24 年 7 月
	歯 科	伊藤 真理湖	歯科伊藤医院	H17.4.1	16 年
		中村 盛幸	さくら歯科	H30.4.1	3 年
	薬剤師	田端 康	(勤務薬局なし)	H24.4.1	9 年

学 校 名	区 分	氏 名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海 老 名 中 学 校	内 科	山田 博之	海老名中央医院	R2.7.1	0 年 9 月
	歯 科	鈴木 仙一	ライオンインプラントセンター	H13.9.1	33 年
		町田 清鳳	まちだ歯科医院	H17.4.1	19 年
	薬剤師	坂之上 和稔	アイン薬局	H30.4.1	14 年
有 馬 中 学 校	内 科	篠原 美絵	さつき町診療所	R3.4.1	0 年
	歯 科	坂上 雅史	マーブル歯科	H17.4.1	16 年
		原 房 宏	原歯科医院	H17.4.1	16 年
	薬剤師	武田 洋貴	なの花薬局海老名扇町店	R3.4.1	0 年
海 西 中 学 校	内 科	友利 昭雄	さつき町診療所	S49.4.1	47 年
	歯 科	札川 秀忠	さつかわ歯科医院	H17.4.1	37 年
		石井 良昌	海老名総合病院歯科・ 口腔外科	H20.4.1	13 年
	薬剤師	篠崎 ひろみ	篠崎薬局	H26.4.1	7 年
柏 ケ 谷 中 学 校	内 科	大山 泰弘	海老名西口こころの診療所	H28.5.1	4 年 11 月
	歯 科	山名 裕見	山名歯科医院	S63.4.1	33 年
		和田 信吾	和田歯科診療室	H30.4.1	3 年
	薬剤師	坂本 樹里	なの花薬局さがみ野店	H29.4.1	4 年
大 谷 中 学 校	内 科	中江 陽一郎	なかえこどもクリニック	H23.4.1	10 年
	歯 科	志 村 昌	アップルデンタルクリニック	S59.4.1	42 年
		国 分 真	国分歯科クリニック	H17.4.1	31 年
	薬剤師	池浦 亨枝	なの花薬局海老名扇町店	H29.4.1	4 年
今 泉 中 学 校	内 科	尾崎 聡	えびな脳神経外科	H29.4.1	4 年
	歯 科	石渡 靖夫	いしわた矯正歯科医院	H17.4.1	16 年
		梅田 晃次	ライオン歯科	R3.4.1	0 年
	薬剤師	小林 弘忠	ガーデン薬局	H23.4.1	10 年

区 分	氏 名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名市立学校 眼科校医	小川 泰典	小川眼科	H29.4.1	4 年
海老名市立学校 眼科校医	三谷 貴一郎	みに眼科クリニック	H25.4.1	8 年
海老名市立学校 眼科校医	松島 新吾	松島眼科クリニック	H10.4.1	23 年
海老名市立学校 眼科校医	本間 啓蔵	本間眼科	H21.4.1	12 年
海老名市立学校 眼科校医	家次末 啓吾	かくらい眼科	R3.4.1	0 年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	朴 茂男	さがみ野耳鼻咽喉科	H5.4.1	28 年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	田村 嘉之	海老名耳鼻咽喉科クリニック	H20.4.1	13 年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	森安 真綾	新川さがみ野クリニック	H18.9.1	14 年 7 月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	井戸 光次朗	海老名こじろう耳鼻咽喉科	R3.4.1	0 年

報告第 8 号

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 4 条の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 2 3 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に伴い、給食費の引き上げ後の年額に対し、期別納入額の平準化を図ることを目的として、標記規則の一部を改正したため

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

1 概要

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に伴い、引き上げ後の年額に対して期別納入額の平準化を図るため、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正を行ったので報告する。

2 改正内容

学校給食費の納入額に100円未満の端数がある場合、最初に到来する納期の額にその端数分を合算する規定を削除した。

※改正前（端数調整あり）

年額	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
45,850	5,350	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

※改正後（端数調整なし）

年額	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
45,850	4,585	4,585	4,585	4,585	4,585	4,585	4,585	4,585	4,585	4,585

3 施行期日

令和3年4月1日

4 経過

令和3年2月4日 政策会議 了承
2月16日 最高経営会議 決定
4月1日 改正
4月23日 定例教育委員会 報告

新	旧
海老名市学校給食費に関する条例施行規則	海老名市学校給食費に関する条例施行規則
第 1 条～第 6 条（略）	第 1 条～第 6 条（略）
（学校給食費の納期）	（学校給食費の納期）
第 7 条 市長は、学校給食費を小学校にあつては 10 期に、中学校にあつては 2 期に分割し、徴収するものとする。	第 7 条 市長は、学校給食費を小学校にあつては 10 期に、中学校にあつては 2 期に分割し、徴収するものとする。
2 条例第 8 条の規則で定める納期は、別表第 3 のとおりとする。	2 条例第 8 条の規則で定める納期は、別表第 3 のとおりとする。
3 前 2 項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 号に掲げる場合（転入学その他の理由により当該年度の途中から学校給食を受ける場合に限る。）に該当して学校給食費の額を定めた場合の納期は、当該児童又は生徒が学校給食を受けることとなった日の属する月の翌月以後に到来する前項に規定する納期とする。この場合において、市長は、各納期に徴収する学校給食費（以下「納入額」という。）を納期数に分割する。	3 前 2 項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 号に掲げる場合（転入学その他の理由により当該年度の途中から学校給食を受ける場合に限る。）に該当して学校給食費の額を定めた場合の納期は、当該児童又は生徒が学校給食を受けることとなった日の属する月の翌月以後に到来する前項に規定する納期とする。この場合において、市長は、各納期に徴収する学校給食費（以下「納入額」という。）を納期数に分割する。
	<u>4 第 1 項又は前項の場合において、納入額に 100 円未満の端数があるときは、最初に到来する納期の額に合算するものとする。</u>
（以下略）	（以下略）

附 則
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

報告第9号

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和3年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

野外教育活動推進事業負担金について、中学校間で均等な負担軽減ができないこと、また、負担軽減の観点から一定の成果を達成したことから、中学校の保護者を交付対象から除外するため、標記要綱の一部を改正したため

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について

1 概要

当負担金は、小中学生の保護者を交付対象にしており、中学生の保護者においては一人1万円を上限で交付してきたが、中学校間で活動内容に差があり、均等な負担軽減措置ではなくなったこと、また、当負担金の交付により保護者負担軽減の観点から一定の成果を達成したことから、中学生の保護者を交付対象から除外する。

2 改正内容

条文及び別表中、中学校及び生徒に係る部分を削除する。

※詳細は、別紙新旧対照表を参照

3 施行期日

令和3年4月1日

4 経過

令和3年3月11日	政策会議 了承
3月24日	最高経営会議 決定
4月1日	改正
4月23日	定例教育委員会 報告

新	旧
海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、海老名市立小__学校在实施する野外教育活動（以下「野外教育活動」という。）に参加する児童__の保護者の負担軽減を図るため、児童__の野外教育活動に要する経費に対し、負担金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。 (交付対象者) 第2条 交付対象者は、野外教育活動に参加する海老名市在住の児童__の保護者及び特に市長が必要と認めた市外在住の児童__の保護者とする。 第3条及び第4条 略 (交付の申請) 第5条 交付の申請は、負担金の交付を受けようとする者が、児童__が参加する野外教育活動の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、負担金の交付を受けようとする事業（以下「負担事業」という。）について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 参加予定者名簿 (4) 保護者からの委任状 (5) その他市長が必要と認める書類 第6条から第13条 略	海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、海老名市立小中学校在实施する野外教育活動（以下「野外教育活動」という。）に参加する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の野外教育活動に要する経費に対し、負担金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。 (交付対象者) 第2条 交付対象者は、野外教育活動に参加する海老名市在住の児童生徒の保護者及び特に市長が必要と認めた市外在住の児童生徒の保護者とする。 第3条及び第4条 略 (交付の申請) 第5条 交付の申請は、負担金の交付を受けようとする者が、児童生徒が参加する野外教育活動の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、負担金の交付を受けようとする事業（以下「負担事業」という。）について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 参加予定者名簿 (4) 保護者からの委任状 (5) その他市長が必要と認める書類 第6条から第13条 略

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月18日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年5月21日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

交付基準	負担金額の上限 (参加児童 1人当たり)
宿泊を伴わない場合	8,000円
1泊2日の場合	14,000円
2泊3日の場合	21,000円
3泊4日以上の場合	27,000円

様式 略

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月18日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

別表

区分	交付基準	負担金額の上限 (参加児童 <u>生徒</u> 1人当たり)
<u>小学校野外活動</u>	宿泊を伴わない場合	8,000円
	1泊2日の場合	14,000円
	2泊3日の場合	21,000円
	3泊4日以上の場合	27,000円
<u>中学校野外活動</u>	<u>宿泊数を問わず、 一回の実施につき</u>	<u>10,000円</u>

様式 略

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小学校が実施する野外教育活動（以下「野外教育活動」という。）に参加する児童の保護者の負担軽減を図るため、児童の野外教育活動に要する経費に対し、負担金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、野外教育活動に参加する海老名市在住の児童の保護者及び特に市長が必要と認めた市外在住の児童の保護者とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、野外教育活動に要する経費とする。ただし、年度ごとに1校あたり1回の野外教育活動に要する経費のみとする。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、野外教育活動に実際にかかった金額とし、予算の範囲内において別表に定める額を上限とする。

(交付の申請)

第5条 交付の申請は、負担金の交付を受けようとする者が、児童が参加する野外教育活動の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、負担金の交付を受けようとする事業（以下「負担事業」という。）について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加予定者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは負担金の交付を決定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 負担金の交付決定を受けた者（以下「負担事業者」という。）は、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第95条第4号の規定に基づき負担事業者へ概算払いにて速やかに負担金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 負担事業者は、交付決定を受けた負担事業の内容を変更し、又は負担事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 負担事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、負担事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 負担事業者は、負担事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 負担事業者は、負担事業を完了したときは、海老名市野外教育活動推進事業負担金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長

に報告しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類は、第5条に定める交付申請において提出したものから変更があった場合のみ添付することとする。

- (1) 事業実績内訳書
 - (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
 - (3) 参加者名簿
 - (4) 保護者からの委任状
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (負担金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金確定通知書（第7号様式）により、負担事業者に通知する。

(書類の整備等)

第12条 負担事業者は、負担事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存して置かなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該負担事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、負担事業者が偽りその他の不正な手段により負担金の交付を受けたとき又は負担金の交付決定の内容若しくは負担条件に違反したときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した負担金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

別表

交付基準	負担金額の上限 (参加児童 1 人当たり)
宿泊を伴わない場合	8, 0 0 0 円
1 泊 2 日の場合	1 4, 0 0 0 円
2 泊 3 日の場合	2 1, 0 0 0 円
3 泊 4 日以上の場合	2 7, 0 0 0 円

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書

海老名市野外教育活動推進事業負担金の交付を受けたいので、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 金 円

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）参加予定者名簿

（4）保護者からの委任状

4 その他参考となる資料

海老名市長

年 月 日付で申請のありました、海老名市野外教育活動推進事業負担金の交付について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

2 補助条件

- (1) 負担事業の内容を変更し、又は負担事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 負担事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者 印

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付請求書

海老名市野外教育活動推進事業負担金として、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり、請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)
口座番号 普・当 No.
口座名義 (カタナ)

年 月 日

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付交付決定を受けた海老名市野外教育活動推進事業負担金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 _____ 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 _____ 円

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で負担金の交付を決定した海老名市野外教育活動推進事業負担金について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので、通知します。

1 負担金（変更・中止）となった理由

2 負担金交付変更決定額 _____ 円

年 月 日

海老名市長

殿

所在地

団体名

代表者

印

海老名市野外教育活動推進事業負担金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市野外教育活動推進事業負担金に係る事業が完了したので、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

1 負担金名 海老名市野外教育活動推進事業負担金

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 事業実績報告
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿（変更分）
- (4) 保護者からの委任状（追加分）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市野外教育活動推進事業負担金確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市野外教育活動推進事業負担金について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので、通知します。

1	負担対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

報告第10号

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱の制定について

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和3年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

市立小中学校においてキャッシュレス化を促進することで、現金取り扱い上の事故の防止及び教職員の負担軽減を図ることを目的として、標記要綱を制定したため

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱の制定について

1 概要

小中学校においては、教材費、行事費、PTA会費、遠足費、修学旅行費等、保護者からの徴収金を現金により授受している現状にある。

これらの現金取り扱いを廃し、キャッシュレス化を促進することで、児童、生徒、保護者及び教職員に係る現金取り扱い上の事故を未然に防止するとともに、教職員の現金取り扱い事務に係る負担軽減を図るため、標記補助金の交付要綱を制定した。

2 制定内容

- (1) 交付対象者は、海老名市立小中学校長とする。
- (2) 交付の対象は、教材費等の引き落とし手数料とする。
- (3) 補助金の額は、引き落とし手数料の額の全額とする。
- (4) 交付の方法は、概算払いとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 経過

令和3年3月11日	政策会議 了承
3月24日	最高経営会議 決定
4月1日	制定
4月23日	定例教育委員会 報告

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校（以下「学校」という。）における教材費、行事費、PTA会費、遠足費、修学旅行費、その他教育活動に必要な経費（以下「教材費等」という。）の口座引き落とし手数料相当額を補助金として交付することにより、キャッシュレス化を促進することで、児童、生徒、保護者及び教職員に係る現金取り扱い上の事故を防ぐとともに、教職員の現金取り扱い事務に係る負担軽減に資することを目的とする。

（趣旨）

第2条 この要綱は、前条に掲げる目的の達成に資するため、学校長が保護者から、教材費等を口座引き落としにより徴収する際に生じる、口座引き落とし手数料相当額を、予算の範囲内において補助金として交付することに関して、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第3条 交付対象者は、保護者から教材費等を徴収するにあたり、保護者の銀行口座から引き落としを行う、学校長とする。

（交付の対象）

第4条 交付の対象は、学校長が保護者から教材費等を口座引き落としにより徴収する際に生じる口座引き落とし手数料とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、学校長が保護者から教材費等を徴収する際に生じる口座引き落とし手数料の額とする。

（交付の申請）

第6条 交付の申請は、補助金の交付を受けようとする学校長（以下「申請者」という。）が、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付申請書（第

1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 口座引き落とし手数料計算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、海老名市予算決算会計規則(平成10年規則第21号)第95条第4号の規定に基づき補助事業者へ概算払いにて速やかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付(変更・中止)申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付(変更・中止)決定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添付

し、20 日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 引き落とし手数料計算書
 - (3) 手数料支出に係る証拠書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金確定通知書（第 7 号様式）により、補助事業者に通知する。

(決定の取消し等)

第 1 2 条 市長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは負担条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

海老名市長

殿

申 請 者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付申請書

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金の交付を受けたいので、
海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 円

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 口座引き落とし手数料計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付について、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助条件

- （1） 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- （2） 補助事業が完了したときは、完了後20日以内に市長に実績を報告しなければならない。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者 印

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付請求書

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金として、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり、請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタカナ)

年 月 日

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付交付決定を受けた海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額

円

4 （変更・中止）後の交付申請額

円

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で補助金の交付を決定した海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金について、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので、通知します。

1 （変更・中止）となった理由

2 （変更・中止）後の交付決定額 円

年 月 日

海老名市長

殿

所在地

団体名

代表者

印

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金に係る事業が完了したので、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 補助金名 海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 引き落とし手数料計算書
 - (3) 手数料支出に係る証拠書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金について、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので、通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

報告第 1 1 号

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正及び海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の廃止について

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正及び海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の廃止について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和3年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

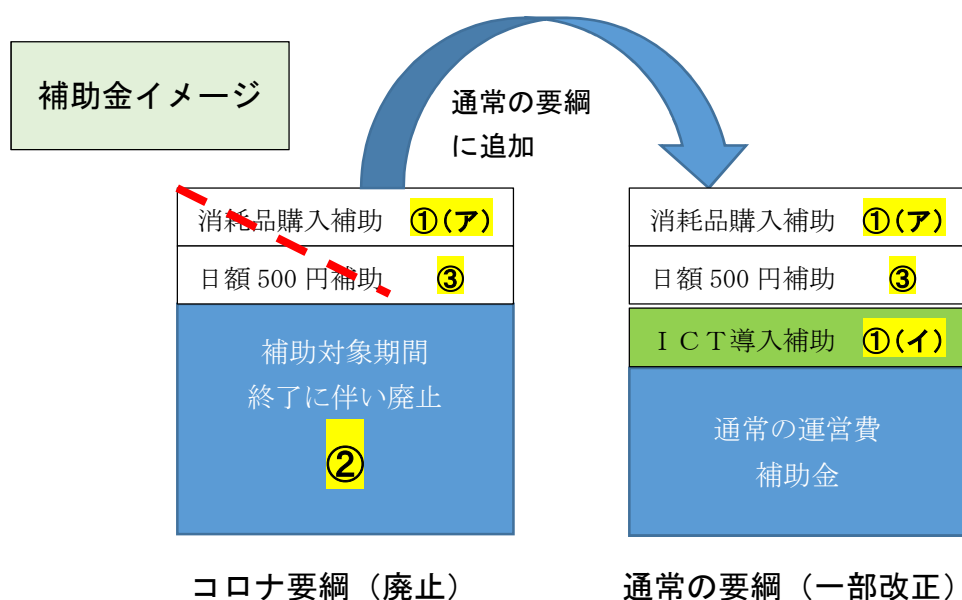
令和3年度における学童保育クラブへの補助金について、補助対象項目の追加があったこと、また、補助対象期間が終了すること等から、標記要綱の一部改正及び廃止をそれぞれ行ったため

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正及び海老名市児童健全育成対策事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の廃止について

1 概要

令和3年度における学童保育クラブへの補助金について国の動向も踏まえ、以下のとおり整理する。

- ① 国の補助金メニューに学童保育クラブに対する内容が追加されたため、『海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱』（以下、通常的要綱とする。）に同メニューを追加する。
 - （ア）消耗品購入費及び施設の消毒等の経費に対する補助
 - （イ）ＩＣＴ機器の導入経費に対する補助
- ② 『海老名市児童健全育成対策事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱』（以下、コロナ要綱とする。）は、各メニューに定める補助対象期間が終了することから廃止とする。
- ③ 「保護者へ利用料を返還した場合等の補助」のみ、期間の定めを設けていないため、補助を継続する。
- ④ 「海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の経過措置期間が今年度末で終了することから関連する内容について削除する。



2 改正内容

①（ア） 新型コロナウイルス感染症対策支援事業の追加（別表5の上段）

（A） 補助対象経費

衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等の経費・職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（研修受講、かかり増し経費等）

- (B) 補助上限額（1 支援単位当たり）
- | | |
|--------------------|--------|
| 利用定員 19 人以下 | 300 千円 |
| 利用定員 20 人以上 59 人以下 | 400 千円 |
| 利用定員 60 人以上 | 500 千円 |

① (イ) ICT化推進事業の追加（別表 5 の中段）

(A) 補助対象経費

ICT機器の導入等の環境整備に係る経費及びオンライン研修を受講するために必要なシステム基盤の導入等に係る経費

(B) 補助上限額（1 支援単位当たり）

500 千円

② コロナ要綱の廃止

【追加】

附則第 3 項「この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。」

③ 新型コロナウイルス感染症対策利用料返還補助事業の追加（別表 5 の下段）

(A) 補助対象経費

感染拡大防止を図るために、クラブを臨時休業させた場合等の利用料を保護者へ返還した場合等の経費に対する補助

(B) 補助上限額

利用者 1 人当たり日額 500 円

④ 通常的要綱の経過措置終了に伴う削除

【削除項目】

(A) 「海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」における児童一人当たりの専用区画面積やクラブの定員数についての経過措置期間の規定に関連する規定（令和 2 年度で終了するため）。

(B) 平成 30 年度までに条例に適合しなかったクラブに対する補助基準額（別表 4 の補助額①の列）

3 施行期日

通常的要綱：令和 3 年 4 月 1 日

コロナ要綱：令和 3 年 3 月 31 日

4 経過

令和 3 年 3 月 11 日	政策会議	了承
3 月 24 日	最高経営会議	決定
3 月 31 日	コロナ要綱	廃止
4 月 1 日	通常的要綱	改正
4 月 23 日	定例教育委員会	報告

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱 第1条から第3条 （略） 第4条 補助金の額は、条例に定める支援の単位ごとに、別表1から別表5までに定める基準により算定するものとする。 2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 第5条から第15条 （略） 附 則 <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u> ④（A） 《平成30年4月1日・一部改正》 《令和元年8月1日・一部改正》 《令和2年4月1日・一部改正》	海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱 第1条から第3条 （略） 第4条 補助金の額は、条例に定める支援の単位ごとに、別表1から別表4までに定める基準により算定するものとする。 2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 第5条から第15条 （略） 附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置にかかる特例）</u> <u>2 平成27年3月31日において現に学童保育事業を行っている者が、第2条の要件のうち法及び条例において経過措置を定めているものについて要件を満たしていない場合は、その経過措置の期間内に限り当該要件を満たしているものとみなす。</u> <u>（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に支給する補助金額の特例）</u> <u>3 別表2分割等補助の項については、平成27年3月31日において現に学童保育事業を行っている者で平成33年3月31日までの間に限り適用する。</u> 《平成30年4月1日・一部改正》 《令和元年8月1日・一部改正》 《令和2年4月1日・一部改正》

別表 1 (略)

別表 2 (第 4 条関係)

項目	内容	補助金額
<u>(削る)</u>		

別表 3 (略)

別表 4 (第 4 条関係) 施設運営補助金金額表

<u>年間平均利用児童数 (人/年)</u>	<u>補助額</u>
<u>開設日 250 日以上の場合</u>	
<u>1</u>	<u>1, 819, 000</u>
<u>2</u>	<u>1, 846, 000</u>
<u>3</u>	<u>1, 873, 000</u>
<u>4</u>	<u>1, 900, 000</u>
<u>5</u>	<u>1, 927, 000</u>
<u>6</u>	<u>1, 954, 000</u>
<u>7</u>	<u>1, 981, 000</u>
<u>8</u>	<u>2, 008, 000</u>
<u>9</u>	<u>2, 035, 000</u>

別表 1 (略)

別表 2 (第 4 条関係)

項目	内容	補助金額
<u>条例適 合取組 み補助</u>	<u>条例に定める基準 (第10条第 2 項 及び第11条第 4 項) に適合するた めの取り組み (施設改修、移転、 クラブ分割等) に要する経費に対 する補助 (1 事業者 1 回限り。クラブ分割 の場合は原則として分割により 増加した方の支援の単位に対し 補助する)</u>	<u>条例に定める基準に適合するための取 り組みに要した経費 (移転費、施設整 備費、運搬費、前月分家賃及び礼金、 備品購入費等) (ただし、上限500, 000円)</u> ④ (A)

別表 3 (略)

別表 4 (第 4 条関係) 施設運営補助金金額表

<u>年間平均利用児童数 (人/年)</u>	<u>補助額①</u>	<u>補助額②</u>
<u>開設日 250 日以上の場合</u>		
<u>1</u>	<u>1, 455, 200</u>	<u>1, 819, 000</u>
<u>2</u>	<u>1, 476, 800</u>	<u>1, 846, 000</u>
<u>3</u>	<u>1, 498, 400</u>	<u>1, 873, 000</u>
<u>4</u>	<u>1, 520, 000</u>	<u>1, 900, 000</u>
<u>5</u>	<u>1, 541, 600</u>	<u>1, 927, 000</u>
<u>6</u>	<u>1, 563, 200</u>	<u>1, 954, 000</u>
<u>7</u>	<u>1, 584, 800</u>	<u>1, 981, 000</u>
<u>8</u>	<u>1, 606, 400</u>	<u>2, 008, 000</u>
<u>9</u>	<u>1, 628, 000</u>	<u>2, 035, 000</u>

④ (B)

<u>10</u>	<u>2, 062, 000</u>		<u>10</u>	<u>1, 649, 600</u>	<u>2, 062, 000</u>
<u>11</u>	<u>2, 089, 000</u>		<u>11</u>	<u>1, 671, 200</u>	<u>2, 089, 000</u>
<u>12</u>	<u>2, 116, 000</u>		<u>12</u>	<u>1, 692, 800</u>	<u>2, 116, 000</u>
<u>13</u>	<u>2, 143, 000</u>		<u>13</u>	<u>1, 714, 400</u>	<u>2, 143, 000</u>
<u>14</u>	<u>2, 170, 000</u>		<u>14</u>	<u>1, 736, 000</u>	<u>2, 170, 000</u>
<u>15</u>	<u>2, 197, 000</u>		<u>15</u>	<u>1, 757, 600</u>	<u>2, 197, 000</u>
<u>16</u>	<u>2, 224, 000</u>		<u>16</u>	<u>1, 779, 200</u>	<u>2, 224, 000</u>
<u>17</u>	<u>2, 251, 000</u>		<u>17</u>	<u>1, 800, 800</u>	<u>2, 251, 000</u>
<u>18</u>	<u>2, 278, 000</u>		<u>18</u>	<u>1, 822, 400</u>	<u>2, 278, 000</u>
<u>19</u>	<u>2, 305, 000</u>		<u>19</u>	<u>1, 844, 000</u>	<u>2, 305, 000</u>
<u>20</u>	<u>4, 084, 000</u>		<u>20</u>	<u>3, 267, 200</u>	<u>4, 084, 000</u>
<u>21</u>	<u>4, 109, 000</u>		<u>21</u>	<u>3, 287, 200</u>	<u>4, 109, 000</u>
<u>22</u>	<u>4, 134, 000</u>		<u>22</u>	<u>3, 307, 200</u>	<u>4, 134, 000</u>
<u>23</u>	<u>4, 159, 000</u>		<u>23</u>	<u>3, 327, 200</u>	<u>4, 159, 000</u>
<u>24</u>	<u>4, 184, 000</u>		<u>24</u>	<u>3, 347, 200</u>	<u>4, 184, 000</u>
<u>25</u>	<u>4, 209, 000</u>		<u>25</u>	<u>3, 367, 200</u>	<u>4, 209, 000</u>
<u>26</u>	<u>4, 234, 000</u>		<u>26</u>	<u>3, 387, 200</u>	<u>4, 234, 000</u>
<u>27</u>	<u>4, 259, 000</u>		<u>27</u>	<u>3, 407, 200</u>	<u>4, 259, 000</u>
<u>28</u>	<u>4, 284, 000</u>		<u>28</u>	<u>3, 427, 200</u>	<u>4, 284, 000</u>
<u>29</u>	<u>4, 309, 000</u>		<u>29</u>	<u>3, 447, 200</u>	<u>4, 309, 000</u>
<u>30</u>	<u>4, 334, 000</u>		<u>30</u>	<u>3, 467, 200</u>	<u>4, 334, 000</u>
<u>31</u>	<u>4, 359, 000</u>		<u>31</u>	<u>3, 487, 200</u>	<u>4, 359, 000</u>
<u>32</u>	<u>4, 384, 000</u>		<u>32</u>	<u>3, 507, 200</u>	<u>4, 384, 000</u>
<u>33</u>	<u>4, 409, 000</u>		<u>33</u>	<u>3, 527, 200</u>	<u>4, 409, 000</u>
<u>34</u>	<u>4, 434, 000</u>		<u>34</u>	<u>3, 547, 200</u>	<u>4, 434, 000</u>
<u>35</u>	<u>4, 459, 000</u>		<u>35</u>	<u>3, 567, 200</u>	<u>4, 459, 000</u>

<u>36</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>37</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>38</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>39</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>40</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>41</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>42</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>43</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>44</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>45</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>46</u>	<u>4, 424, 000</u>
<u>47</u>	<u>4, 364, 000</u>
<u>48</u>	<u>4, 304, 000</u>
<u>49</u>	<u>4, 244, 000</u>
<u>50</u>	<u>4, 184, 000</u>
<u>51</u>	<u>4, 124, 000</u>
<u>52</u>	<u>4, 064, 000</u>
<u>53</u>	<u>4, 004, 000</u>
<u>54</u>	<u>3, 944, 000</u>
<u>55</u>	<u>3, 884, 000</u>
<u>56</u>	<u>3, 824, 000</u>
<u>57</u>	<u>3, 764, 000</u>
<u>58</u>	<u>3, 704, 000</u>
<u>59</u>	<u>3, 644, 000</u>
<u>60</u>	<u>3, 584, 000</u>
<u>61</u>	<u>3, 524, 000</u>

<u>36</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>37</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>38</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>39</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>40</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>41</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>42</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>43</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>44</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>45</u>	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
<u>46</u>	<u>3, 539, 200</u>	<u>4, 424, 000</u>
<u>47</u>	<u>3, 491, 200</u>	<u>4, 364, 000</u>
<u>48</u>	<u>3, 443, 200</u>	<u>4, 304, 000</u>
<u>49</u>	<u>3, 395, 200</u>	<u>4, 244, 000</u>
<u>50</u>	<u>3, 347, 200</u>	<u>4, 184, 000</u>
<u>51</u>	<u>3, 299, 200</u>	<u>4, 124, 000</u>
<u>52</u>	<u>3, 251, 200</u>	<u>4, 064, 000</u>
<u>53</u>	<u>3, 203, 200</u>	<u>4, 004, 000</u>
<u>54</u>	<u>3, 155, 200</u>	<u>3, 944, 000</u>
<u>55</u>	<u>3, 107, 200</u>	<u>3, 884, 000</u>
<u>56</u>	<u>3, 059, 200</u>	<u>3, 824, 000</u>
<u>57</u>	<u>3, 011, 200</u>	<u>3, 764, 000</u>
<u>58</u>	<u>2, 963, 200</u>	<u>3, 704, 000</u>
<u>59</u>	<u>2, 915, 200</u>	<u>3, 644, 000</u>
<u>60</u>	<u>2, 867, 200</u>	<u>3, 584, 000</u>
<u>61</u>	<u>2, 819, 200</u>	<u>3, 524, 000</u>

<u>62</u>	<u>3,464,000</u>
<u>63</u>	<u>3,404,000</u>
<u>64</u>	<u>3,344,000</u>
<u>65</u>	<u>3,284,000</u>
<u>66</u>	<u>3,224,000</u>
<u>67</u>	<u>3,164,000</u>
<u>68</u>	<u>3,104,000</u>
<u>69</u>	<u>3,044,000</u>
<u>70</u>	<u>2,984,000</u>
<u>71 以上</u>	<u>2,917,000</u>
<u>開設日 200 日以上 250 日未満の場合</u>	
<u>19 人以下</u>	<u>1,681,000</u>
<u>20 人以上</u>	<u>2,955,000</u>

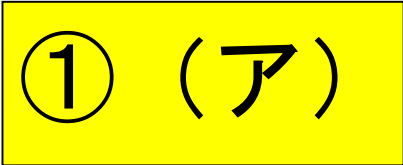
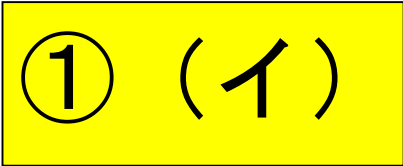
(削除)

<u>62</u>	<u>2,771,200</u>	<u>3,464,000</u>
<u>63</u>	<u>2,723,200</u>	<u>3,404,000</u>
<u>64</u>	<u>2,675,200</u>	<u>3,344,000</u>
<u>65</u>	<u>2,627,200</u>	<u>3,284,000</u>
<u>66</u>	<u>2,579,200</u>	<u>3,224,000</u>
<u>67</u>	<u>2,531,200</u>	<u>3,164,000</u>
<u>68</u>	<u>2,483,200</u>	<u>3,104,000</u>
<u>69</u>	<u>2,435,200</u>	<u>3,044,000</u>
<u>70</u>	<u>2,387,200</u>	<u>2,984,000</u>
<u>71 以上</u>	<u>2,333,600</u>	<u>2,917,000</u>
<u>開設日 200 日以上 250 日未満の場合</u>		
<u>19 人以下</u>	<u>1,344,800</u>	<u>1,681,000</u>
<u>20 人以上</u>	<u>2,364,000</u>	<u>2,955,000</u>

1 「補助額②」は、平成30年3月31日において条例に定める基準を全て満たしている場合又は平成30年度において新たに当該基準を全て満たしている場合に適用するものとする。この場合において、附則第2条第1項の規定により読み替えられた第10条第2項の規定及び附則第2条第3項の規定により読み替えられた第11条第4項の規定については、読み替える前の基準を適用するものとする。

2 「補助額①」は、前項に掲げる場合以外に適用する。

④ (B)

<u>別表 5（第 4 条関係）</u>			<u>（新設）</u>
<u>項目</u>	<u>内容</u>	<u>補助金額</u>	
<u>新型コロナ ウイルス 感染症 対策支援 事業</u>	<u>① マスクや消毒液等の衛 生用品や感染防止のための 備品の購入にかかる経費に 対する補助</u>	<u>当該事業の対象経費</u> <u>ただし、1 支援の単位当たりの上限額は</u> <u>以下のとおりとする。</u> 利用定員19人以下 300,000円 利用定員20人以上59人以下 400,000円 利用定員60人以上 500,000円	
	<u>② 施設の消毒、感染症予 防の広報・啓発等にかかる 経費に対する補助</u>		
	<u>③ 職員が感染症対策の徹 底を図りながら業務を継続 的に実施する事業にかかる 経費（研修受講、かかり増 し経費等）に対する補助</u>		
<u>ICT化 推進事業</u>	<u>利用児童等の入退出の管理 や、オンライン会議やオン ラインを活用した相談支援 に必要なICT機器の導入等 の環境整備に係る経費及 び、都道府県等が実施する 研修をオンラインで受講で きるよう、必要なシステム 基盤の導入等に係る経費に 対する補助</u>	<u>当該事業の対象経費</u> <u>ただし、1 支援の単位当たり500,000円を</u> <u>上限とする。</u> 	
<u>新型コロナ ウイルス 感染症 対策利用 料返還補 助事業</u>	<u>新型コロナウイルス感染症 の拡大防止を図るために、 放課後児童クラブを臨時休 業させた場合等の日割り利 用料について、補助対象者 が保護者へ返還した場合等 の経費に対する補助</u>	<u>保護者へ返還した額</u> <u>ただし、利用者 1 人当たり日額500円を上</u> <u>限とする。</u> 	

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業（以下「児童健全育成対策事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、児童健全育成対策事業を行っている法人格を持つ者（以下「事業者」という。）で、次に掲げる要件を備えるものとする。

- （1） 児童福祉法（以下「法」という。）第34条の8第2項の規定による届出を市へ行い、その内容について市から指導等をされていないこと。
- （2） 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定める最低基準を超えて事業を運営していること。
- （3） 学童保育施設に入所している児童の数が1人以上であること。
- （4） 年間250日以上（年度途中の開所の場合は、1年間開所しているとみなして再計算した日数が年間250日以上）の施設開設、平日3時間以上及び学校の休業日8時間以上の開設時間による運営を行っていること。ただし、年間200日以上249日未満（年度途中の開所の場合は、1年間開所しているとみなして再計算した日数が年間200日以上249日未満）の施設開設及び事業所が独自に定める開設時間による運営についても、地域における児童の保護者の労働時間や要望、学校の状況等を考慮した結果である旨が確認できる場合においてはこの限りでない。
- （5） 入所している児童が、学童保育施設での保育を必要とすると市長が認めた者であること。
- （6） その他国又は県の提示するガイドライン等に沿って運営していること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」とする。）は、児童健全育成対策事業として行う学童保育に係る教材、保険、指導員、施設維持等に係るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、条例に定める支援の単位ごとに、別表1から別表5までに定める基準により算定するものとする。

2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市児童健全育成対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、市長の指定した期日までとし、補助事業は申請のあった日の属する月から適用するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交

付する。

（事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業の変更又は中止について市長の承認を受けなければならない。

（1） 事業内容の変更

（2） 事業の中止

（3） その他市長が必要と認めたとき

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市児童健全育成対策事業補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

（報告及び指示）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市児童健全育成対策事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

（1） 事業実績内訳書

（2） 収支決算書

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市児童健全育成対

策事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（責務）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率運用を図らなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

《昭和55年10月15日・制定》

《昭和57年4月1日・一部改正》

《昭和60年4月1日・一部改正》

《昭和62年4月1日・一部改正》

《平成 2 年10月15日・一部改正》

《平成 4 年 4 月 1 日・一部改正》

《平成 5 年 4 月 1 日・一部改正》

《平成 7 年 4 月 1 日・一部改正》

《平成 8 年 4 月 1 日・一部改正》

《平成12年 4 月 1 日・一部改正》

《平成14年 4 月 1 日・一部改正》

《平成18年 4 月 1 日・一部改正》

《平成21年 4 月 1 日・一部改正》

《平成22年 4 月 1 日・一部改正》

《平成23年8月 1 日・一部改正》

《平成26年 4 月 1 日・一部改正》

《平成26年10月 1 日・一部改正》

《平成27年 4 月 1 日・一部改正》

《平成27年10月 1 日・一部改正》

《平成28年 4 月 1 日・一部改正》

《平成29年 3 月16日・一部改正》

《平成29年 4 月 1 日・一部改正》

《平成30年 4 月 1 日・一部改正》

《令和元年 8 月 1 日・一部改正》

《令和 2 年 4 月 1 日・一部改正》

別表 1（第 4 条関係）

項目	内容	補助金額
基礎運営補助	事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、教材費等（食費及びそれに準ずる費用を除く。））に対する補助	別表 4「基礎運営補助金金額表」による
家賃補助	事業運営のために建物等の賃借に要する経費に対する補助	家賃相当額（ただし上限100,000円／月）
開設日数加算	年間250日以上の開設に対する加算	18,000円／日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 392,000円／時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 176,000円／時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。
短期登録児童加算	長期休暇期間等の短期間のみ登録する児童の受け入れに対する加算	児童 1 人当たり 8,000円／年

障がい 児受け 入れ加 算	障がい児の受け入れに対する 加算	基礎加算：1,000,000円／年 複数受入加算：2人以上受け入れる場合 847,000円／年
小規模 クラブ 加算	平均利用児童数が19人以下の クラブに2人以上の支援員等 を配置する場合	2人目以降の支援員等に係る人件費相当 額（上限575,000円／年）

別表2（第4条関係）

項目	内容	補助金額
環境改 善補助	施設の環境改善に要する経費に 対する補助（1事業者1回限 り）	①現在の施設環境の改善や向上を目 的とした施設移転に要する経費 （ただし、上限50,000円） ②現在の施設環境の改善や向上を目 的とした別表3のいずれかの工事 等に要する経費の1／2 （ただし、上限150,000円。100円 未満切捨て）

別表3（第4条関係）

	No	環境改善等を目的とした工事等の内容例
対象	1	キッチン、洗面所、トイレのリフォーム
	2	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）、電気設備工事 （リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設）
	3	部屋の間仕切りの変更工事
	4	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事 （床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も

		対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象)
	5	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む。）

別表 4（第 4 条関係） 施設運営補助金金額表

年間平均利用児童数（人／年）	補助額
開設日 250 日以上の場合	
1	1, 819, 000
2	1, 846, 000
3	1, 873, 000
4	1, 900, 000
5	1, 927, 000
6	1, 954, 000
7	1, 981, 000
8	2, 008, 000
9	2, 035, 000
10	2, 062, 000
11	2, 089, 000
12	2, 116, 000
13	2, 143, 000
14	2, 170, 000
15	2, 197, 000
16	2, 224, 000
17	2, 251, 000
18	2, 278, 000
19	2, 305, 000

20	4, 084, 000
21	4, 109, 000
22	4, 134, 000
23	4, 159, 000
24	4, 184, 000
25	4, 209, 000
26	4, 234, 000
27	4, 259, 000
28	4, 284, 000
29	4, 309, 000
30	4, 334, 000
31	4, 359, 000
32	4, 384, 000
33	4, 409, 000
34	4, 434, 000
35	4, 459, 000
36	4, 484, 000
37	4, 484, 000
38	4, 484, 000
39	4, 484, 000
40	4, 484, 000
41	4, 484, 000
42	4, 484, 000
43	4, 484, 000
44	4, 484, 000
45	4, 484, 000

46	4, 424, 000
47	4, 364, 000
48	4, 304, 000
49	4, 244, 000
50	4, 184, 000
51	4, 124, 000
52	4, 064, 000
53	4, 004, 000
54	3, 944, 000
55	3, 884, 000
56	3, 824, 000
57	3, 764, 000
58	3, 704, 000
59	3, 644, 000
60	3, 584, 000
61	3, 524, 000
62	3, 464, 000
63	3, 404, 000
64	3, 344, 000
65	3, 284, 000
66	3, 224, 000
67	3, 164, 000
68	3, 104, 000
69	3, 044, 000
70	2, 984, 000
71 以上	2, 917, 000

開設日 200 日以上 250 日未満の場合	
19 以下	1, 681, 000
20 以上	2, 955, 000

別表 5（第 4 条関係）

項目	内容	補助金額
新型コ ロナウ イルス 感染症 対策支 援事業	① マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費に対する補助 ② 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費に対する補助 ③ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業にかかる経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助	当該事業の対象経費 ただし、1 支援の単位当たりの上限額は以下のとおりとする。 利用定員19人以下 300, 000円 利用定員20人以上59人以下 400, 000円 利用定員60人以上 500, 000円
I C T 化推進 事業	利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に対する補助	当該事業の対象経費 ただし、1 支援の単位当たり 500, 000円を上限とする。

新型コ ロナウ イルス 感染症 対策利 用料返 還補助 事業	新型コロナウイルス感染症の 拡大防止を図るために、放課 後児童クラブを臨時休業させ た場合等の日割り利用料につ いて、補助対象者が保護者へ 返還した場合等の経費に対す る補助	保護者へ返還した額 ただし、利用者1人当たり日額500円を 上限とする。
---	--	--

新	旧
本 則 （略） 附 則 1 ～ 2 （略） <u>（この要綱の施行）</u> <u>3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。</u> 別表及び別記様式 （略）	本 則 （略） 附 則 1 ～ 2 （略） <u>（新設）</u> 別表及び別記様式 （略）

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童健全育成対策事業実施に要する経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、海老名市児童健全育成対策事業補助金の交付決定を受けている者で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童健全育成対策事業を行うものとする。

（補助の対象）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」とする。）は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、実施される別表に定める事業とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）に定める支援の単位ごとに、別表に定める基準により算定するものとする。

（補助金の請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象年度における海老名市児童健全育成対策事業の別表に定める事業実施後速やかに、市長に対して海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）請求書（別記様式）により請求するものとする。

2 前項の請求書には、補助事業の実施に要した費用を証する書類を添付するものとする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第7条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年3月2日より適用する。

(特記事項)

- 2 この要綱は、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）第19条に規定する適用除外規定の適用を受けるものとする。

(この要綱の施行)

- 3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

《令和2年3月16日・制定》

《令和2年4月3日・一部改正》

《令和2年5月18日・一部改正》

別表（第3条、第4条、第5条関係）

事業名	補助内容	補助金の額
(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日まで（学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く。以下同じ。）の間、平	1 支援の単位当たり日額11,000円

	日において午前中から開所するための経費に対する補助	
(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費に対する補助	1 支援の単位当たり 日額21,000円
(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり 日額36,000円
(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費に対する補助	1 支援の単位当たり 日額26,000円
(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり 日額 6,000円
(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費に対する補助	1 支援の単位当たり 日額 6,000円

時休業時障がい児 受入強化推進事業	間、平日において午前中から 障がい児を3人以上受け入れ る場合に、(5)に加えて、必 要な専門的知識等を有する者 を配置するための経費に対す る補助	
(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの 間、平日において午前中から 医療的ケア児を受け入れる場 合に、必要な看護師等を配置 するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり 日額 12,000円
(8) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	① 令和元年度分 ア マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費 イ 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費 ② 令和2年度分 ア マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費 イ 施設の消毒、感染症予防	1 支援の単位当たり 1,000,000円を 上限とする。ただ し、①および②ウ については、それ ぞれ500,000円を 上限とする。

	の広報・啓発等にかかる経費 ウ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業にかかる経費（研修受講、かかり増し経費等）	
（９） 昼食配食事業	令和２年３月９日から臨時休業期間の終了する日までの期間（ ３月26日から４月５日までの期間を除く。）の昼食の配食に要する経費に対する補助 （飲料費及び調理提供したことによる食材費を除く。）	利用者１名当たり １日１食200円を上限とする。（ただし、スクールライフサポートの認定を受けた者に対して提供した場合は、上限額を設けない。）
（10） 新型コロナウイルス感染症対策 利用料減免事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、補助対象者が保護者へ返還した場合等の経費に対する補助	利用者１人当たり 日額500円を上限とする。

備考

別表（８）新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の項における「かかり増し経費」とは、次の各号に掲げる経費とする

- (1) 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
- (2) 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入に関する経費

報告第12号

海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の廃止について

海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の廃止について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和3年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市若者定住促進奨学金返還補助事業の完了に伴い、標記要綱を廃止したため

海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の廃止について

1 概要

国の「第1期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「海老名市かがやき持続総合戦略」の4か年計画が令和元年度で一度区切りを迎えている。

また、平成29年度、平成30年度の申請がのべ520名と効果はあったものの、一方で結婚や転勤などによって転出する方も多いことなど、現在の本市の人口動向に鑑み、当該事業の検証が改めて必要であることから、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金事業については令和2年度末で完了とする。

このことから、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱を廃止した。

2 廃止の内容

- ・附則に、要綱が令和3年3月31日付で失効する旨を規定する。

3 附則による経過措置の規定

- ・令和2年度の交付決定者についての請求手続き及び交付事務に係る規定（＝第9条規定）について、引き続き効力を有する旨を規定する。
（4月～5月に請求事務を行うため）
- ・補助事業の実施状況を調査し、その効果を検証することができる規定（＝第12条規定）について、令和8年3月31日まで効力を有する旨を規定する。

4 施行期日

令和3年3月31日

5 その他

要綱廃止に伴い「海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則」の改正を要するため、納税課と調整中。

6 経過

令和3年3月11日 政策会議 了承
3月24日 最高経営会議 決定
3月31日 廃止
4月23日 定例教育委員会 報告

新 (改正案)	旧 (現行)
本 則 (略)	本 則 (略)
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
<u>(この要綱の失効)</u>	<u>(新設)</u>
<u>2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。</u>	
<u>(経過措置)</u>	
<u>3 第9条規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後もなおその効力を有する。</u>	
<u>4 第12条規定は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日から令和8年3月31日までなおその効力を有する。</u>	

海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への定住促進を図るため、奨学金等の貸与を受けた者で海老名市に定住する意思を有する者に対し、予算の範囲内において奨学金等の返還に要する経費の一部を補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住する意思を有する者

概ね5年以上居住することを前提として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 奨学金等

次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金

イ 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する第二種学資貸与金

ウ 就学を目的として貸与を受けた奨学金等で、申請者本人が返還を行い、市長が認めるもの

(3) 奨学金等の貸与を受けた者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程に在学している期間に奨学金等の貸与を受けた者をいう。

(4) 奨学金等の返還

奨学金等の元金を返還することをいう。（利子のみの返還は除く）

(5) 市内在住者

定住する意思を有する者のうち平成29年1月1日以前から引き続き住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和元年度までに1回に限り本要綱に基づく補助金の申請を行ったもので、次に掲げる要件のいずれにも該当する奨学金等の貸与を受けた者とする。

- （1） 申請年度において定住する意思を有する者であること。
- （2） 申請年度の末日時点での年齢が満30歳未満であること。
- （3） 申請年度以前に奨学金等の元金の返還を開始し、かつ、申請年度において奨学金等の元金の返還をしている者であること。
- （4） 奨学金等の返還に滞納がないこと。
- （5） 奨学金等の貸与を受けた者及び同一世帯内の親族に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- （6） 申請年度において本要綱に定める補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- （7） 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- （8） 平成29年1月1日以前から引き続き住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている定住する意思を有する者が補助を受けようとする場合において、当該定住する意思を有する者及び同一世帯の親族のうち最も所得が高い者の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、申請年度の前年のものとする。）が300万円以下であること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか要件を定めることができる。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市

若者定住促進奨学金返還補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。ただし、交付申請をした時点において奨学金の返還を開始していない申請者は、第４号の書類の添付を省略することができる。

- （１） 奨学金等の貸与を証するものの写し
- （２） 奨学金等の返還計画
- （３） 交付申請をした日の属する年度内に返還する奨学金等の返還金額を証するものの写し
- （４） 奨学金等の返還に滞納がないことを証するものの写し（奨学金等の返還開始前の場合は省略可）
- （５） 同意書（第２号様式）
- （６） その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による申請は、市長が別に定める受付期間内に行わなければならない。

（交付決定）

第５条 市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付・不交付決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第６条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付申請取下げ届出書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更及び廃止）

第７条 交付決定者は、申請書の内容に変更が生じた場合又は申請を廃止しようする場合には、速やかに海老名市若者定住促進奨学金返還補助金変更（廃止）申請書（第５号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請により交付決定の内容を変更し、又は前項の申請若しくは第10条の規定により取消しを行った場合には、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付決定変更（取消）通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

（1） 申請年度内に返還する奨学金等の元金及び利子の月額 $\frac{2}{1}$ の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、2万円を限度とする。）に、奨学金等を返還する月数を乗じた額

（2） 申請年度内に返還する奨学金等の元金及び利子の月割相当額 $\frac{2}{1}$ の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、2万円を限度とする。）に、当該年度内における奨学金等の返還期間に対応する月数を乗じた額

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付を受けようとする交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還する奨学金等を全て返還したときは、申請年度終了後速やかに海老名市若者定住促進奨学金返還補助金請求書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

（1） 奨学金等の返還の事実を証するものの写し

（2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すものとする。

（1） 第3条の要件を欠いたとき。

（2） 虚偽の申請又は不正手段により交付決定を受けたとき。

(3) この要綱又はこれに基づく市長の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付決定変更（取消）通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、期限を定めて、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 前条に該当する状態に至った後に補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

- 2 前項の規定による補助金の返還命令は、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金返還命令書（第8号様式）により行う。

（補助事業の検証等）

第12条 市長は、この要綱による補助事業の実施状況を調査し、その効果を検証することができる。

- 2 市長は、前項に規定する調査を行うに当たり、補助金の交付を受けた交付決定者の同意をあらかじめ得た上、その目的の範囲内で、当該交付決定者の住民基本台帳を閲覧することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 第9条規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後もなおその効力を

有する。

- 4 第12条規定は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日から令和8年3月31日までなおその効力を有する。

<平成30年4月1日制定>

報告第13号

海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正について

海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和3年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、海老名市単位こども会の行事活動が中止、縮小となっていることから、補助金について時限付きの減額をするため、標記要綱の一部を改正したため

海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度における各海老名市単位子ども会で、お楽しみ会等の行事活動が中止、縮小となった。令和 3 年度以降においても引き続き感染症の終息が見えないことから、海老名市単位子ども会が行う事業への補助額について、時限付きの減額をするため、海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正を行った。

2 改正内容

別表の欄外に備考として、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は、それぞれの補助額から 5,000 円を減じた額とする旨を規定する。

なお、減ずる額は、お楽しみ会等への使途を勘案して決定した。

単位子ども会加入人数	改 正 前	改 正 後
1 ～ 5 0 人	3 5 , 0 0 0 円	<u>3 0 , 0 0 0 円</u>
5 1 ～ 1 0 0 人	4 0 , 0 0 0 円	<u>3 5 , 0 0 0 円</u>
1 0 1 人以上	4 5 , 0 0 0 円	<u>4 0 , 0 0 0 円</u>

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 経過

令和 3 年 3 月 11 日 政策会議 了承
3 月 24 日 最高経営会議 決定
4 月 1 日 改正
4 月 23 日 定例教育委員会 報告

新	旧																
海老名市子ども育成事業補助金交付要綱	海老名市子ども育成事業補助金交付要綱																
本 則 (略)	本 則 (略)																
附 則	附 則																
<u>(施行期日)</u>																	
<u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u>	<u>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</u>																
<u>《平成24年4月1日・制定》</u>	<u>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</u>																
<u>《平成28年4月1日・一部改正》</u>	<u>この要綱は、平成30年3月1日から施行する。</u>																
<u>《平成30年3月1日・一部改正》</u>																	
別 表	別 表																
<table><tr><th>単位子ども会加入人数</th><th>補 助 額</th></tr><tr><td>1～50人</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>51～100人</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>101人以上</td><td>45,000円</td></tr></table>	単位子ども会加入人数	補 助 額	1～50人	35,000円	51～100人	40,000円	101人以上	45,000円	<table><tr><th>単位子ども会加入人数</th><th>補 助 額</th></tr><tr><td>1～50人</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>51～100人</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>101人以上</td><td>45,000円</td></tr></table>	単位子ども会加入人数	補 助 額	1～50人	35,000円	51～100人	40,000円	101人以上	45,000円
単位子ども会加入人数	補 助 額																
1～50人	35,000円																
51～100人	40,000円																
101人以上	45,000円																
単位子ども会加入人数	補 助 額																
1～50人	35,000円																
51～100人	40,000円																
101人以上	45,000円																
<u>備考 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は、</u> <u>それぞれの補助額から5,000円を減じた額とする。</u>	<u>(新設)</u>																

海老名市子ども育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、海老名市の児童・生徒の健全育成を図るため、海老名市の単位子ども会（以下「単位子ども会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、単位子ども会の代表者とする。

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、単位子ども会が当該年度に実施する子ども育成等の事業のうち、児童・生徒が参加する事業に係る経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は45,000円を超えない範囲において別表に定める額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市子ども育成事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市子ども育成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（交付請求等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに

海老名市子ども育成事業補助金交付請求書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

（事業の変更等）

第８条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- ２ 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市子ども育成事業補助金交付（変更・中止）申請書（第４号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- ３ 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市子ども育成事業補助金交付（変更・中止）決定通知書（第５号様式）により、補助事業者に通知する。

（報告及び指示）

第９条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市子ども育成事業補助金実績報告書（第６号様式）に、次に掲げる書類を添付し、２０日以内に市長に報告しなければならない。

- （１） 事業実績内訳書
- （２） 収支決算書
- （３） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定し、速やかに海老名市子ども育成事業

補助金確定通知書（第 7 号様式）により、補助事業者に通知する。

（書類の整備等）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

（決定の取消し等）

第 1 3 条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

《平成 24 年 4 月 1 日・制定》

《平成 28 年 4 月 1 日・一部改正》

《平成 30 年 3 月 1 日・一部改正》

別 表

単位子ども会加入人数	補 助 額
1 ～ 5 0 人	3 5, 0 0 0 円
5 1 ～ 1 0 0 人	4 0, 0 0 0 円
1 0 1 人以上	4 5, 0 0 0 円

備考 令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までの間は、それぞれの補助額から 5,000 円を減じた額とする。

議案第 18 号

令和 3 年度（令和 2 年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について

別紙のとおり、令和 3 年度（令和 2 年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について、議決を求める。

令和 3 年 4 月 23 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和 3 年度（令和 2 年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を定めたいため

令和3年度（令和2年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針 及び評価対象について

1 趣旨

令和3年度（令和2年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を決定したい。

2 実施方針案

別紙のとおり

3 評価対象事業

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の3つの柱として位置付けた15事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

海老名市教育大綱

海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱

4 点検・評価の方法

評価対象となる取組を担当課が自己評価し、外部評価者による評価（知見の活用）を経て、教育委員会が総合的に点検・評価する。

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和３年度（令和２年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針

令和３年度（令和２年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

１ 目的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

２ 評価対象とする施策・事業について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の３つの柱として位置付けた１５事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

※参考 令和２年度（令和元年度対象）点検・評価対象

⇒総合計画に位置付けられた３政策・９施策・３８事業のうち１０事業を点検・評価

３ 点検・評価方法について

P D C Aサイクルに則り、評価対象の事業についての目的・計画（＝P L A N）と実績（＝D O）を比較し、担当課評価を行う（＝C H E C K）。

外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、担当課評価と外部評価者の意見を踏まえ、総合的に点検・評価を行う。

教育委員会による総合的な評価を踏まえ、改善事項を記載し、次年度の取組に反映させる（＝A C T）。

各事業の評価について

各事業について、「A」「B」「C」の３段階での評価を行い、あわせて、課題や今後の方向性を踏まえた上で、コメントを記載します。

更に、進捗状況についても評価を行い、次年度への取組について拡大・継続・縮小等により方向性を示します。

また、それらを踏まえた上で、教育委員会としての総合的な評価を記載します。

なお、３段階の評価の目安は以下のとおりです。

- A . . . 目的・計画を上回る成果が表れている。
- B . . . 目的・計画どおりの成果が表れている。
- C . . . 目的・計画した成果が表れていない。

4 外部知見の活用

「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼する。

委 員	備 考
高村 恵	元海老名市立中学校長
小田島 恵子	元海老名市立中学校PTA会長
武井 哲也	元海老名市立中学校PTA会長
掛川 忠良	学識経験者
横田 淳子	元海老名市立小学校教頭

5 議会への提出及び市民への公表

9月下旬ごろ提出を予定。

その後、ホームページ及び情報公開コーナーに配架し、公表する。

6 スケジュール（予定）

4月23日	方針及び対象事業の決定（教育委員会定例会）
4月下旬～5月下旬	担当課評価の作成・取りまとめ
6月上旬～7月上旬	外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会）
7月中旬～8月中旬	教育委員会の評価
8月20日	報告書の決定（教育委員会定例会）
9月16日	政策会議 報告
9月29日	最高経営会議 報告
9月30日以降	市長へ報告・市議会へ提出

※参考

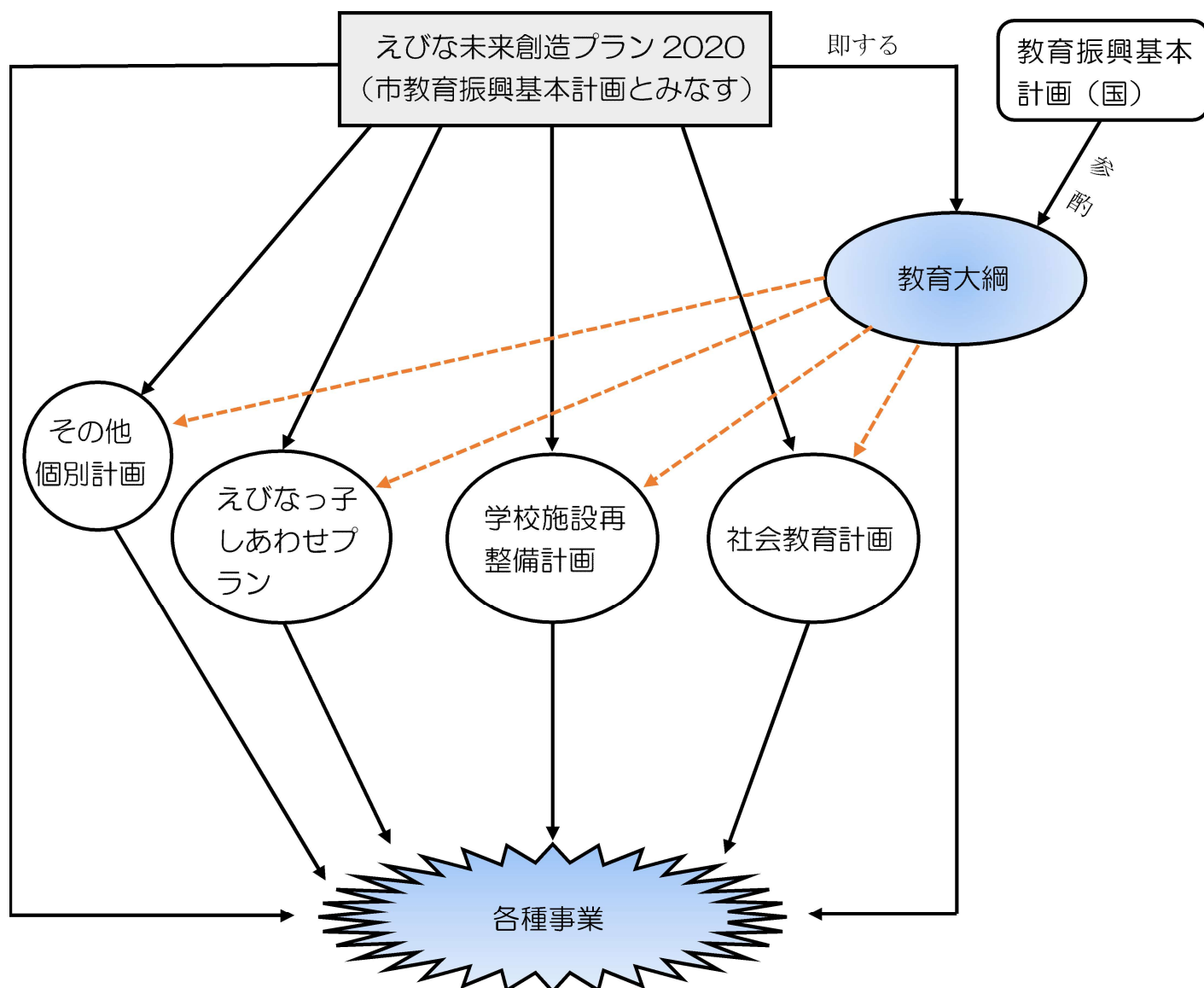
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

各種教育計画（イメージ図）



えびな未来創造プラン2020・・・行政を運営するための最上位計画

海老名市教育大綱・・・・・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した、海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱

えびなっ子しあわせプラン・・・家庭・学校・地域・行政が力を合わせて取り組む教育計画

学校施設再整備計画・・・・・・・・・・公共施設再編（適正化）計画の分野別計画

社会教育計画・・・・・・・・・・教育大綱に掲げる「子どもと大人がともに成長する社会」の構築を基本目標とする計画

令和3年度（令和2年度対象）点検・評価対象事業一覧

教育施策の 3つの柱	事業名	目 的	担当課	えびな未来創造プラン2020 での位置付け（めざす姿）
「えびなっ子しあわせプラン」の推進				
	新しい授業スタイルの確立による学力の向上	えびなっ子の「学力」「集団力」「健康安全力」の向上をめざし、よりよい授業を実践するために、海老名市の教職員全員で、主体的・対話的で深い学びの実現にむけた研修に取り組み、授業を改善します。	教育支援課	⑤ 教職員の主体的な研究活動を支援するとともに、教職員に対する効果的な研修を実施することにより、教育指導・支援の充実が図られています。
	社会に開かれた教育課程の編成	校長のリーダーシップのもと、子どもの実態と地域の特性をふまえ、保護者や地域の意見を取り入れながら学校全体で話し合っ て教育課程を編成します。	教育支援課	⑤ 教職員の主体的な研究活動を支援するとともに、教職員に対する効果的な研修を実施することにより、教育指導・支援の充実が図られています。 ⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	小中一貫教育、コミュニティ・スクールの推進	新たな学校体制づくりとして導入した小中一貫教育とコミュニティ・スクールの充実を図り、えびなっ子の成長を保護者、地域の方々、教職員がともに支える学校づくりに取り組みます。	教育支援課 学び支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。 ⑨ 学校は、乳幼児から高齢者まで集い、学ぶことのできる、地域コミュニティの拠点施設となっています。
	英語教育及び国際理解の推進	これからの海老名市の英語教育の進め方を検討・協議するとともに、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に国際理解を深めてまいります。	教育支援課	⑥ 児童生徒の英語による自己表現力や、コミュニケーション力を伸ばし、グローバル化に対応できる人材を育成しています。
	学校ICTの環境整備と活用	学校ICTの環境整備とその活用について検討・協議するとともに、プログラミング的思考により広がる可能性を追求し、未来で活躍するえびなっ子の育成に努めます。	教育支援課	④ 学習指導要領の改訂内容を踏まえ、ICT機器の活用による児童生徒の情報活用能力の育成が図られています。
子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実				
	子ども・学校支援事業の実践	学校応援団や保護者、地域の協力により、えびなっ子スクールの通年実施や授業実施等、更なる子ども・学校支援の充実を図ります。	学び支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	子どもと大人がともに学ぶ社会教育計画の再構築	学校応援団等、これまでの「学校を中心とした社会教育」に加え、「スポーツ」や「文化芸術」等を含む社会教育への再構築に向け、「社会教育計画の見直し」を行い、子どもを中心とした社会教育の更なる充実を図ります。	学び支援課	⑪ 子どもたちの社会教育活動の充実を図るため、補助支援を継続しつつ、自発的な活動を支援しています。
	生涯学習講座の充実	広く市民の学びの場、交流の場として、市民講座「まなBINA」の充実を図ります。また、市民講座「まなBINA」の分かりやすい情報提供に取り組んでまいります。	学び支援課	⑫ 市民の自己啓発を通して生きがいを持ち、交流の場が図られています。
	「ひろがる・つながる・みんなの図書館」への進化	市立図書館としての一体性を維持しつつ、中央図書館は利便性の高い図書館として、有馬図書館はリニューアル工事に併せてコミュニティセンターとの複合施設として、「学び」と「コミュニティ」の拠点へと進化します。	学び支援課	⑩ 図書館は、子どもから大人まで、多くの市民が集う「学び」と「育ち」が図られています。
	相模国分寺跡等、文化財の積極的な活用	相模国分寺跡等、文化財の保存・整備・活用とともに、歴史資料のデジタル化を進め、文化財を本市の魅力の一つとして市内外に情報発信します。	教育総務課	⑮ 温故館や相模国分寺跡などは、海老名駅北口などからのアクセス向上や、内容の充実により、海老名の歴史・文化財の情報発信拠点となっています。 ⑯ 誰もがいつでも必要な資料を閲覧できるように、歴史資料のデジタル化や積極的な公開を継続しています。

教育施策の 3つの柱	事業名	目 的	担当課	えびな未来創造プラン2020 での位置付け（めざす姿）
新たな学校施設への取組と子育て環境の充実				
	「持続可能」で「夢」のある 学校施設整備	学校施設再整備計画に基づき、「学区再編」や施設の「増築、大規模改修、長寿命化改修」を行うとともに、施設の「ユニバーサルデザイン化」「木質化」を進める等、「持続可能」で「夢」のある学校施設整備を計画的に進めます。	教育総務課 就学支援課	① 学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。
	健康・安全安心のための環境 整備	子どもがいいきと学べる学習環境と子どもがのびのびと生活できる生活環境を整備します。 ◆0歳から一貫した子育て支援を行うため、小中学校に健康管理システムを導入します。 ◆老朽化した樹木の剪定や教室の扉等、室内ガラスへの飛散防止フィルムの設置により、安心できれいな居心地のよい学校づくりを進めます。 ◆下校時の更なる安全確保のため、巡回パトロールの強化を図ります。	教育総務課 就学支援課	① 学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。 ⑧支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	学校給食のあり方の検討	今後の小中学校給食のあり方や施設整備のあり方について検討を進めます。	就学支援課	③ 地産地消で安全安心かつ、栄養バランスのとれた美味しい給食が提供されています。
	義務教育に係る公費負担のあり方の検討	義務教育に係る保護者負担の軽減と学校徴収についての検討を進めるとともに、今後の修学旅行のあり方について検討を進めます。	就学支援課	⑧支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	放課後児童クラブ（学童保育）の充実	学童保育クラブの「質」及び「定員」の充実を図ることで、子どもたちに安全に放課後を過ごすことができる場を提供し、保護者が安心して子どもをあずけることができる環境を整備します。	学び支援課	⑬ 学童保育のニーズは、今後とも増加が見込まれるため、受け入れ先の確保ができるよう支援を行っています。

教育施策の3つの柱・15事業

※点検・評価を行う事業の目的及び内容については、年度毎に、その進捗状況等に応じて適宜見直すこととする。